○水戸市指定居宅サービス事業等基準条例施行規則

令和２年３月31日

水戸市規則第89号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　訪問介護
　第１節　運営に関する基準（第３条―第８条）
　第２節　共生型居宅サービスに関する基準（第９条）
　第３節　基準該当居宅サービスに関する基準（第10条）
第３章　訪問入浴介護
　第１節　運営に関する基準（第11条―第15条）
　第２節　基準該当居宅サービスに関する基準（第16条）
第４章　訪問看護（第17条―第21条）
第５章　訪問リハビリテーション（第22条―第26条）
第６章　居宅療養管理指導（第27条―第31条）
第７章　通所介護
　第１節　運営に関する基準（第32条―第39条）
　第２節　共生型居宅サービスに関する基準（第40条）
　第３節　基準該当居宅サービスに関する基準（第41条）
第８章　通所リハビリテーション（第42条―第48条）
第９章　短期入所生活介護
　第１節　運営に関する基準（第49条―第57条）
　第２節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に関する基準（第58条―第66条）
　第３節　共生型居宅サービスに関する基準（第67条）
　第４節　基準該当居宅サービスに関する基準（第68条）
第10章　短期入所療養介護
　第１節　運営に関する基準（第69条―第78条）
　第２節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準（第79条―第87条）
第11章　特定施設入居者生活介護
　第１節　運営に関する基準（第88条―第93条）
　第２節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準（第94条―第99条）
第12章　福祉用具貸与
　第１節　運営に関する基準（第100条―第104条）

第２節　基準該当居宅サービスに関する基準（第105条）
第13章　特定福祉用具販売（第106条―第110条）
第14章　雑則（第111条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は，水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は，介護保険法（平成９年法律第123号）及び条例の例による。

第２章　訪問介護

第１節　運営に関する基準

（サービス提供責任者となることができる者）

第３条　条例第６条第４項の規則で定める者は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第２号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

(2) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程又は１級課程を修了した者

(3) 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第４号）第７条第２項に規定するサービス提供責任者（共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。）

（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等）

第４条　条例第10条第２項の承諾は，指定訪問介護事業者が同条第１項に規定する重要事項（次項において「重要事項」という。）の提供の方法及びその内容を示し，文書又は電気通信回線を通じて指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により，利用申込者又はその家族から事前に得なければならない。

２　条例第10条第２項の規則で定める方法は，次の各号に掲げる方法で利用者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成できるものとする。

(1) 指定訪問介護事業者が電気通信回線を通じて重要事項を送信し，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(3) 磁気ディスク，光ディスク（水戸市情報公開条例施行規則（平成13年水戸市規則第24号）第９

条第３項第３号イに規定する光ディスクをいう。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

３　条例第10条第３項の申出は，文書又は電気通信回線を通じて指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により行うものとする。

（運営規程に定めるべき事項）

第５条　条例第31条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等の対応方法

(7) 苦情の処理手順及び窓口

(8) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第６条　条例第41条第１項の規則で定める事項は，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 指定訪問介護事業者の名称，提供するサービスの種類，その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名

(2) 前条各号に掲げる事項

(3) 地域との連携に関する事項

（事故発生時の対応）

第７条　条例第42条第１項の連絡は，指定訪問介護の提供により当該利用者が次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合に行うものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 医療機関で治療を受け，若しくは入院し，又は新たに心身に障害が加わり，若しくは介護保険の要介護度が重度になるおそれが生じた場合

(3) 食中毒となった場合

(4) 白せん，インフルエンザ等の感染症に感染した場合

(5) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第２条第５項各号に規定する行為を受けた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める場合

２　条例第42条第１項の連絡のうち市長にするものについては，事故発生連絡票（別記様式）により

行うものとする。ただし，前項第１号又は第２号に掲げる場合にあっては，直ちに電話，ファクシミリ等により市長に連絡した後，速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。

３　条例第42条第２項の規定による報告は，当該事故に対する措置の終了後，速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし，当該事故に対する措置が長期にわたる場合は，進捗状況に応じて，適宜その経過を報告するものとする。

（記録の整備）

第８条　条例第44条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第44条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第26条第１項に規定する訪問介護計画

(5) 条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

第２節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の事業に関する読替え）

第９条　条例第46条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとす

る。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条第２項	利用者（	利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい，
	指定訪問介護又は	共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は

第３節　基準該当居宅サービスに関する基準

（基準該当訪問介護の事業に関する読替え）

第10条　条例第51条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第21条第１項	内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額	内容
第22条第２項	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当訪問介護
第22条第３項	前２項	前項
第23条	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当訪問介護
第26条第１項	第６条第２項	第47条第２項
	第30条	第51条において準用する第30条

第３章　訪問入浴介護

第１節　運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第11条　条例第61条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等の対応方法

(8) 苦情の処理手順及び窓口

(9) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第12条　第６条の規定は，条例第63条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問入浴介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第11条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条　第７条の規定は，指定訪問入浴介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第14条　条例第62条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第63条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第62条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第63条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第63条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第63条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第63条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 条例第63条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第63条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定訪問入浴介護の事業に関する読替え）

第15条　条例第63条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
	前条	第54条
第10条第１項	第31条	第61条
	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
第20条，第33条及び第34条第１項	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
第34条第２項	設備及び備品等	指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等
第35条	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者

第２節　基準該当居宅サービスに関する基準

（基準該当訪問入浴介護の事業に関する読替え）

第16条　条例第67条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
	前条	第65条
第10条第１項	第31条	第61条
	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
第20条	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
第21条第１項	内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額	内容
第23条	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当訪問入浴介護
第33条及び第34条第１項	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者

第34条第２項	設備及び備品等	指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等
第35条	訪問介護員等	訪問入浴介護従業者
第56条第２項	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護	基準該当訪問入浴介護
第56条第３項	前２項	前項

第４章　訪問看護

（運営規程に定めるべき事項）

第17条　条例第81条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等の対応方法

(7) 苦情の処理手順及び窓口

(8) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第18条　第６条の規定は，条例第83条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問看護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第17条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第19条　第７条の規定は，指定訪問看護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第20条　条例第82条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第83条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

2　条例第82条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第77条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

(2) 条例第77条第４項に規定する診療記録

(3) 条例第78条第１項に規定する訪問看護計画書

(4) 条例第78条第５項に規定する訪問看護報告書

(5) 条例第83条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(6) 条例第83条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(7) 条例第83条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 条例第83条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(9) 条例第83条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(10) 条例第83条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定訪問看護の事業に関する読替え）

第21条　条例第83条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	看護師等
	前条	第70条第１項
第10条第１項	第31条	第81条
	訪問介護員等	看護師等
第15条	心身の状況	心身の状況，病歴
第20条，第33条，第34条第１項及び第35条	訪問介護員等	看護師等

第５章　訪問リハビリテーション

（運営規程に定めるべき事項）

第22条　条例第91条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 苦情の処理手順及び窓口

(7) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第23条　第６条の規定は，条例第93条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問リハビリテーション事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第24条　第７条の規定は，指定訪問リハビリテーションの提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第25条　条例第92条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第93条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

2　条例第92条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第89条第４号の規定による診療記録

(2) 条例第89条第５号に規定するリハビリテーション会議の記録

(3) 条例第90条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画

(4) 条例第93条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(5) 条例第93条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(6) 条例第93条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 条例第93条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 条例第93条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 条例第93条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定訪問リハビリテーションの事業に関する読替え）

第26条　条例第93条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士
	及び前条の管理者は，	は，
第10条第１項	第31条	第91条
	訪問介護員等	理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士
第15条	心身の状況	心身の状況，病歴
第20条，第33条，第34条第１項及び第35条	訪問介護員等	理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士

第６章　居宅療養管理指導

（運営規程に定めるべき事項）

第27条　条例第100条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅療養管理指導の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 苦情の処理手順及び窓口

(7) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第28条　第６条の規定は，条例第102条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定居宅療養管理指導事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第27条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第29条　第７条の規定は，指定居宅療養管理指導の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第30条　条例第101条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第102条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第101条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第99条第１項第３号の規定による療養上必要な事項等を記載した文書

(2) 条例第99条第１項第６号の規定による情報提供又は助言の内容を記載した文書

(3) 条例第99条第１項第７号の規定による診療録

(4) 条例第99条第２項第４号の規定による診療記録

(5) 条例第102条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(6) 条例第102条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写

し

(7) 条例第102条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 条例第102条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(9) 条例第102条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(10) 条例第102条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定居宅療養管理指導の事業に関する読替え）

第31条　条例第102条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	居宅療養管理指導従業者
	及び前条の管理者は，	は，
第10条第１項	第31条	第100条
	訪問介護員等	居宅療養管理指導従業者
第15条	心身の状況	心身の状況，病歴，服薬歴
第20条	訪問介護員等	居宅療養管理指導従業者
	初回訪問時及び利用者	利用者
第33条，第34条第１項及び第35条	訪問介護員等	居宅療養管理指導従業者

第７章　通所介護

第１節　運営に関する基準

（夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合の届出事項）

第32条　条例第106条第６項の規則で定める事項は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業所の名称，所在地，連絡先及び代表者の氏名

(2) 夜間及び深夜に通所介護以外のサービスの提供を開始する日

(3) 前号に規定するサービスを提供する日及び時間

(4) 第２号に規定するサービスの利用定員

(5) 第２号に規定するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 配置する職員及び保有資格

(7) 利用する宿泊室の数等及び消防設備

(8) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

（食事の提供に要する費用）

第33条　条例第107条第３項第３号に掲げる費用は，食材料費，調理に係る費用その他利用者が負担することが適当と認められる費用（以下「食材料費等」という。）とする。

（運営規程に定めるべき事項）

第34条　条例第111条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所介護の利用定員

(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等の対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 苦情の処理手順及び窓口

(11) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第35条　条例第114条第１項の規則で定める事項は，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 火災，地震その他事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため，夜間，停電，通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策

(2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所

(3) 非常災害発生時の連絡体制

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

（地域住民に対する説明事項）

第36条　第６条の規定は，条例第118条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第34条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第37条　第７条の規定は，指定通所介護及び第32条第２号に規定する宿泊サービスの提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第38条　条例第117条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第118条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項の規定により交付された検査済証（以下「建築物等検査済証」という。）

ウ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第31条の３第４項の規定により交付された検査済証（以下「消防用設備等検査済証」という。）

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２ 条例第117条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第110条第１項に規定する通所介護計画

(2) 条例第110条第５項の規定による通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録

(3) 条例第118条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(4) 条例第118条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(5) 条例第118条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 条例第118条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 条例第118条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 条例第118条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定通所介護の事業に関する読替え）

第39条 条例第118条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとす

る。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	通所介護従業者
	前条	第105条
第10条第１項	第31条	第111条
	訪問介護員等	通所介護従業者
第29条及び第35条	訪問介護員等	通所介護従業者

第２節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の事業に関する読替え）

第40条　条例第120条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）
	前条	第120条において準用する第105条
第10条第１項	第31条に規定する運営規程	運営規程（第111条に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）
	訪問介護員等	共生型通所介護従業者
第29条及び第35条	訪問介護員等	共生型通所介護従業者
第106条第６項	第３項ただし書の規定により第１項に規定する設備を利用し，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合	共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合
第109条第２号，第110条第５項及び第112条第３項	通所介護従業者	共生型通所介護従業者

第３節　基準該当居宅サービスに関する基準

（基準該当通所介護の事業に関する読替え）

第41条　条例第124条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	通所介護従業者
	前条	第122条
第10条第１項	第31条	第111条

	訪問介護員等	通所介護従業者
第21条第１項	内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額	内容
第23条	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当通所介護
第29条及び第35条	訪問介護員等	通所介護従業者
第107条第２項	法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護	基準該当通所介護
第107条第３項	前２項	前項

第８章　通所リハビリテーション

（食事の提供に要する費用）

第42条　条例第135条において準用する条例第107条第３項第３号に掲げる費用は，食材料費等とする。

（運営規程に定めるべき事項）

第43条　条例第132条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所リハビリテーションの利用定員

(5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等の対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 苦情の処理手順及び窓口

(11) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第44条　第６条の規定は，条例第135条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定通所リハビリテーション事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第42条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第45条　第７条の規定は，指定通所リハビリテーションの提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第46条　第35条の規定は，条例第135条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第47条　条例第134条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第135条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第134条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第130条第１項に規定する通所リハビリテーション計画

(2) 条例第130条第５項の規定による診療記録

(3) 条例第130条第６項に規定するリハビリテーション会議の記録

(4) 条例第135条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(5) 条例第135条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(6) 条例第135条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 条例第135条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 条例第135条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 条例第135条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定通所リハビリテーションの事業に関する読替え）

第48条　条例第135条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	通所リハビリテーション従業者
	前条	第131条第１項
第10条第１項	第31条	第132条
	訪問介護員等	通所リハビリテーション従業者
第15条	心身の状況	心身の状況，病歴
第29条及び第35条	訪問介護員等	通所リハビリテーション従業者
第112条第３項	通所介護従業者	通所リハビリテーション従業者

第９章　短期入所生活介護

第１節　運営に関する基準

（利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準等）

第49条　条例第143条第３項第３号の規則で定める基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特別な居室の定員は，１人又は２人とすること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所における特別な居室の定員を合計した数が，第52条第３号の利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあっては，入所定員）の半数を超えないこと。ただし，同一事業所において，指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行う場合は，当該事業所の全体の定員を算定の基礎とする。

(3) 特別な居室の利用者１人当たりの床面積は，10.65平方メートル以上とすること。

(4) 特別な居室の施設，設備等が，利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（以下「特別居室提供費用」という。）の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

(5) 特別な居室の提供が，利用者へ情報の提供をした上で利用者又はその家族の選択に基づいて行われるものであり，かつ，サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別居室提供費用の額が条例第153条の規定による運営規程に定められていること。

２　指定短期入所生活介護事業所は，特別な居室の提供に当たり，特別居室提供費用が第51条第２項に定める費用への追加的な費用であることを利用者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結

しなければならない。

3　指定短期入所生活介護事業所は，利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該利用者から特別居室提供費用の支払を受けてはならない。

(1) 感染症等により，ユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）の利用が必要であると医師が判断した者

(2) 著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

4　条例第143条第３項第４号の規則で定める基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者又はその家族の選定により提供する特別な食事（以下この項において「特別な食事」という。）は，高価な材料の使用，特別な調理等により通常の食事の提供に要する費用の額を超えて必要な費用の支払を受けるのにふさわしいものであること。

(2) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者ごとの医学的及び栄養学的な管理を行うこと。

(3) 食堂，食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされること。

(4) 特別な食事を提供することにより特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

(5) 特別な食事の提供に係る費用の額は，特別な食事の提供に要する費用の額から通常の食事の提供に要する費用の額を控除した額とすること。

(6) 特別な食事の提供は，あらかじめ利用者又はその家族に対し十分な情報提供を行い，利用者又はその家族の自由な選択と同意に基づき，特定の日にあらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし，利用者又はその家族の意思に反して特別な食事が提供されることのないようにすること。

(7) 利用者又はその家族への情報提供に資するために，指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとすること。

ア 指定短期入所生活介護事業所において毎日又はあらかじめ定められた日に，あらかじめ希望した利用者に対して，利用者又はその家族が選定する特別な食事の提供を行えること。

イ 特別な食事の内容及び料金

(8) 利用者に特別な食事を提供することについて支障がないことを医師に確認した上で提供すること。

5　指定短期入所生活介護事業所は，特別な食事の提供に当たり，特別な食事の提供に要する費用が第51条第１項に定める費用への追加的な費用であることを利用者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結しなければならない。

（送迎に要する費用の支払を受けることができない場合）

第50条　条例第143条第３項第５号の規則で定める場合は，利用者の心身の状態，家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して，その居宅と指定短期入所生活介護事業所と

の間の送迎を行う場合とする。

（食事の提供に要する費用等）

第51条　条例第143条第３項第１号及び第４号に掲げる費用は，食材料費等とする。

２　条例第143条第３項第２号及び第３号に掲げる費用は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる費用とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者が利用する居室　室料及び光熱水費

(2) 次に掲げる者が利用する居室　光熱水費

ア 感染症等により，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

イ 著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

３　前項各号の費用の額の設定に当たっては，次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用，維持費用等を含む。）の額

(2) 前号の建設費用に対する公的助成の有無

(3) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な額

４　条例第143条第３項第３号又は第４号の規定による費用は，同項第１号及び第２号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

（運営規程に定めるべき事項）

第52条　条例第153条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

(4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の送迎の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等の対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 苦情の処理手順及び窓口

(10) 入退所の基準

(11) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第53条　第６条の規定は，条例第157条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所生活介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第52条各号」と読み替えるものと

する。

（事故発生時の対応）

第54条　第７条の規定は，指定短期入所生活介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第55条　第35条の規定は，条例第157条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第56条　条例第156条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第157条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第156条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第141条第１項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第141条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第144条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第145条第１項に規定する短期入所生活介護計画

(5) 条例第157条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容

等の記録

(6) 条例第157条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 条例第157条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 条例第157条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定短期入所生活介護の事業に関する読替え）

第57条　条例第157条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	短期入所生活介護従業者
	前条	第138条
第35条	訪問介護員等	短期入所生活介護従業者
第112条第３項	通所介護従業者	短期入所生活介護従業者

第２節　ユニット型指定短期入所生活介護事業の運営に関する基準

（利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準等）

第58条　条例第162条第３項第３号の規則で定める基準については，第49条第１項の規定を準用する。この場合において，同項第２号中「第52条第３号」とあるのは「第61条第３号」と，同項第６号中「条例第153条」とあるのは「条例第167条」と読み替えるものとする。

２　第49条第２項の規定は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所における特別な居室の提供について準用する。

３　第49条第３項の規定は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所における利用者からの特別居室提供費用の支払について準用する。

４　条例第162条第３項第４号の規則で定める基準については，第49条第４項の規定を準用する。

５　第49条第５項の規定は，ユニット型指定短期入所生活介護事業所における特別な食事の提供について準用する。

（送迎に要する費用の支払を受けることができない場合）

第59条　第50条の規定は，条例第162条第３項第５号の規則で定める場合について準用する。

（食事の提供に要する費用等）

第60条　条例第162条第３項第１号及び第４号に掲げる費用は，食材料費とする。

２　第49条第２項及び第３項の規定は，条例第162条第３項第２号及び第３号に掲げる費用について準用する。

３　条例第162条第３項第３号又は第４号の規定による費用は，同項第１号及び第２号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

（運営規程に定めるべき事項）

第61条　条例第167条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(5) ユニット型指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の送迎の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等の対応方法

(9) 苦情の処理手順及び窓口

(10) 非常災害対策

(11) 入退所の基準

(12) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第62条　第６条の規定は，条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第61条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第63条　第７条の規定は，ユニット型指定短期入所生活介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第64条　第35条の規定は，条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第65条　条例第170条において準用する条例第156条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２ 条例第170条において準用する条例第156条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第144条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(2) 条例第170条において準用する条例第141条第１項に規定する重要事項を記した文書

(3) 条例第170条において準用する条例第141条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(4) 条例第170条において準用する条例第145条第１項に規定する短期入所生活介護計画

(5) 条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 条例第170条において準用する条例第157条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する読替え）

第66条　条例第170条の規定により条例第141条第１項の規定を準用する場合においては，同項中「第153条」とあるのは，「第167条」と読み替えるものとする。

第３節　共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の事業に関する読替え）

第67条　条例第172条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）
	前条	第172条において準用する第138条
第35条	運営規程	運営規程（第153条に規定する運営規程をいう。第141条第１項において同じ。）
	訪問介護員等	共生型短期入所生活介護従業者
第112条第３項	通所介護従業者	共生型短期入所生活介護従業者
第141条第１項	第153条に規定する規程	運営規程
	短期入所生活介護従業者	共生型短期入所生活介護従業者
第144条第３項，第145条第１項及び第152条	短期入所生活介護従業者	共生型短期入所生活介護従業者

第４節　基準該当居宅サービスに関する基準

（基準該当短期入所生活介護の事業に関する読替え）

第68条　条例第179条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	短期入所生活介護従業者
	前条	第175条
第21条第１項	内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額	内容
第23条	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当短期入所生活介護
第35条	訪問介護員等	短期入所生活介護従業者
第112条第３項	通所介護従業者	短期入所生活介護従業者

第143条第２項	法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
第143条第３項	前２項	前項
第149条	医師及び看護職員	看護職員
第154条第２項	静養室	静養室等

第10章　短期入所療養介護

第１節　運営に関する基準

（利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準等）

第69条　条例第184条第３項第３号の規則で定める基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特別な療養室等の定員は，１人又は２人とすること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の特別な療養室等の定員の合計数を入院患者又は入所者の定員で除して得た数が，おおむね100分の50（国が開設する病院又は診療所であるものにあっては100分の20，地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあっては100分の30）を超えないこと。ただし，同一事業所において，指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を一体的に行う場合には，当該事業所の全体の定員を算定の基礎とする。

(3) 特別な療養室等の利用者１人当たりの床面積が，介護老人保健施設又は介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては８平方メートル以上，病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては6.4平方メートル以上であること。

(4) 特別な療養室等の施設，設備等が，利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用（以下「特別療養室等提供費用」という。）の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

(5) 特別な療養室等の提供が，利用者へ情報の提供をした上で利用者又はその家族の選択に基づいて行われるものであり，かつ，サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

(6) 特別療養室等提供費用の額が条例第192条の規定による運営規程に定められていること。

２　指定短期入所療養介護事業所は，特別な療養室等の提供に当たり，特別療養室等提供費用が第71条第２項に定める費用への追加的な費用であることを利用者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結しなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業所は，利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該利用者から特別療養室等提供費用の支払を受けてはならない。

(1) 感染症等により従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

(2) 著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

４　条例第184条第３項第４号の規則で定める基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者又はその家族の選定により提供する特別な食事は，高価な材料の使用，特別な調理等に

より通常の食事の提供に要する費用の額を超えて必要な費用の支払を受けるのにふさわしいものであること。

(2) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者ごとの医学的及び栄養学的な管理を行うこと。

(3) 食堂，食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされること。

(4) 特別な食事を提供することにより特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

(5) 特別な食事の提供に係る費用の額は，特別な食事の提供に要する費用の額から通常の食事の提供に要する費用の額を控除した額とすること。

(6) 特別な食事の提供は，あらかじめ利用者又はその家族に対し十分な情報提供を行い，利用者又はその家族の自由な選択と同意に基づき，特定の日にあらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし，利用者又はその家族の意思に反して特別な食事が提供されることのないようにすること。

(7) 利用者又はその家族への情報提供に資するために，指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとすること。

ア 指定短期入所療養介護事業所において毎日又はあらかじめ定められた日に，あらかじめ希望した利用者に対して，利用者又はその家族が選定する特別な食事の提供を行えること。

イ 特別な食事の内容及び料金

(8) 利用者に特別な食事を提供することについて支障がないことを医師に確認した上で提供すること。

5　指定短期入所療養介護事業所は，特別な食事の提供に当たり，特別な食事の提供に要する費用が第71条第１項に定める費用への追加的な費用であることを利用者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結しなければならない。

（送迎に要する費用の支払を受けることができない場合）

第70条　条例第184条第３項第５号の規則で定める場合は，利用者の心身の状態，家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して，その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合とする。

（食事の提供に要する費用等）

第71条　条例第184条第３項第１号及び第４号に掲げる費用は，食材料費等とする。

2　条例第184条第３項第２号及び第３号に掲げる費用は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる費用とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者が利用する療養室等　室料及び光熱水費

(2) 次に掲げる者が利用する療養室　光熱水費

ア 感染症等により，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

イ 著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがある

として，従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

３　前項各号の費用の額の設定に当たっては，次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用，維持費用等を含む。）の額

(2) 前号の建設費用に対する公的助成の有無

(3) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な額

４　条例第184条第３項第３号又は第４号の規定による費用は，同項第１号及び第２号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

（診療の方針）

第72条　条例第187条第５号の規則で定める療法等は，療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第５に定める療法等とする。

２　条例第187条第６号の規則で定める医薬品は，療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第６に定める使用医薬品とする。

（運営規程に定めるべき事項）

第73条　条例第192条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 苦情の処理手順及び窓口

(7) 非常災害対策

(8) 入退所の基準

(9) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第74条　第６条の規定は，条例第195条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定短期入所療養介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第73条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第75条　第７条の規定は，指定短期入所療養介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第76条　第35条の規定は，条例第195条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項につ

いて準用する。

（記録の整備）

第77条　条例第194条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第195条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第194条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第185条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(2) 条例第186条第１項に規定する短期入所療養介護計画

(3) 条例第195条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第195条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 条例第195条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第195条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 条例第195条において準用する条例第141条第１項に規定する重要事項を記した文書

(8) 条例第195条において準用する条例第141条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定短期入所療養介護の事業に関する読替え）

第78条　条例第195条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	短期入所療養介護従業者
	前条	第195条において準用する第60条
第35条	訪問介護員等	短期入所療養介護従業者
第112条第３項	通所介護従業者	短期入所療養介護従業者
第141条第１項	第153条	第192条
	短期入所生活介護従業者	短期入所療養介護従業者

第２節　ユニット型短期入所療養介護

（利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準等）

第79条　条例第199条第３項第３号の規則で定める基準については，第69条第１項の規定を準用する。この場合において，同項第６号中「条例第192条」とあるのは，「条例第204条」と読み替えるものとする。

２　第69条第２項の規定は，ユニット型短期入所療養介護事業所における特別な療養室等の提供について準用する。

３　第69条第３項の規定は，ユニット型短期入所療養介護事業所における利用者からの特別療養室等提供費用の支払について準用する。

４　条例第199条第３項第４号の規則で定める基準については，第69条第４項の規定を準用する。

５　第69条第５項の規定は，ユニット型短期入所療養介護事業所における特別な食事の提供について準用する。

（送迎に要する費用の支払を受けることができない場合）

第80条　第70条の規定は，条例第199条第３項第５号の規則で定める場合について準用する。

（食事の提供に要する費用等）

第81条　条例第199条第３項第１号及び第４号に掲げる費用は，食材料費等とする。

２　第71条第２項及び第３項の規定は，条例第199条第３項第２号及び第３号に掲げる費用について準用する。

３　条例第199条第３項第３号又は第４号の規定による費用は，同項第１号及び第２号の費用と明確に区分して受領しなければならない。

（運営規程に定めるべき事項）

第82条　条例第204条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（条例第137条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

(5) ユニット型短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の送迎の実施地域

(7) 施設の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等の対応方法

(9) 苦情の処理手順及び窓口

(10) 非常災害対策

(11) 入退所の基準

(12) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第83条　第６条の規定は，条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第82条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第84条　第７条の規定は，ユニット型指定短期入所療養介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第85条　第35条の規定は，条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第86条　条例第207条において準用する条例第194条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第８条に規定する雇用関係

等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

2 条例第207条において準用する条例第194条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第185条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(2) 条例第207条において準用する条例第186条第１項に規定する短期入所療養介護計画

(3) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第141条第１項に規定する重要事項を記した文書

(8) 条例第207条において準用する条例第195条において準用する条例第141条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する読替え）

第87条 条例第207条の規定により条例第195条において準用する第141条第１項の規定を準用する場合においては，同項中「第153条」とあるのは，「第167条」と読み替えるものとする。

第11章　特定施設入居者生活介護

第１節　運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第88条　条例第222条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 入居定員及び居室数

(4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等の対応方法

(8) 苦情の処理手順及び窓口

(9) 非常災害対策

(10) 入退居の基準

(11) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第89条　第６条の規定は，条例第227条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定特定施設入居者生活介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第88条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第90条　第７条の規定は，指定特定施設入居者生活介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第91条　第35条の規定は，条例第227条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第92条　条例第226条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第227条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第226条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第212条第１項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第212条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第214条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第216条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 条例第217条第１項に規定する特定施設サービス計画

(6) 条例第223条第３項に規定する結果等の記録

(7) 条例第227条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 条例第227条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 条例第227条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定特定施設入居者生活介護の事業に関する読替え）

第93条　条例第227条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	特定施設従業者
	前条	第210条
第35条	訪問介護員等	特定施設従業者
第59条	訪問入浴介護従業者	特定施設従業者

第２節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第94条　条例第235条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 入居定員及び居室数

(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(7) 施設の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等の対応方法

(9) 苦情の処理手順及び窓口

(10) 非常災害対策

(11) 入退居の基準

(12) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第95条　第６条の規定は，条例第238条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第94条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第96条　第７条の規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第97条　第35条の規定は，条例第238条において準用する条例第114条第１項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第98条　条例第237条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第238条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 設備に関する記録として次に掲げるもの

ア 事業所の平面図及び設備の概要

イ 建築物等検査済証

ウ 消防用設備等検査済証

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２ 条例第237条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第233条第１項に規定する重要事項を記した文書

(2) 条例第233条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(3) 条例第234条第２項に規定する受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した日時，時間，具体的なサービスの内容等の報告の文書

(4) 条例第236条第８項に規定する結果等の記録

(5) 条例第238条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 条例第238条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第238条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) 条例第238条において準用する条例第214条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(9) 条例第238条において準用する条例第216条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(10) 条例第238条において準用する条例第217条第１項に規定する特定施設サービス計画

(11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する読替え）

第99条 条例第238条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	外部サービス利用型特定施設従業者

	前条	第231条
第35条	訪問介護員等	外部サービス利用型特定施設従業者
第36条第１項及び第２項	指定訪問介護事業所	指定特定施設及び受託居宅サービス事業所
第59条	訪問入浴介護従業者	指定特定施設の従業者
第214条第２項	指定特定施設入居者生活介護を	基本サービスを
第217条第３項及び第６項	他の特定施設従業者	他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者
第223条第１項	適切な指定特定施設入居者生活介護	適切な基本サービス
第223条第２項	指定特定施設入居者生活介護を	基本サービスを
第223条第３項	指定特定施設入居者生活介護に	基本サービスに

第12章　福祉用具貸与

第１節　運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第100条　条例第247条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 苦情の処理手順及び窓口

(7) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第101条　第６条の規定は，条例第253条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定福祉用具貸与事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第100条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第102条　第７条（第１項第３号を除く。）の規定は，指定福祉用具貸与の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第103条　条例第252条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第253条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

２　条例第252条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第246条第１項に規定する福祉用具貸与計画

(2) 条例第250条第４項に規定する結果等の記録

(3) 条例第253条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(4) 条例第253条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(5) 条例第253条において準用する条例第21第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 条例第253条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 条例第253条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 条例第253条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定福祉用具貸与の事業に関する読替え）

第104条　条例第253条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
	前条	第241条

第10条第１項	第31条	第247条
	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
第12条	以下同じ。）	以下同じ。），取り扱う福祉用具の種目
第16条第２項	適切な指導	適切な相談又は助言
第20条	訪問介護員等	従業者
	初回訪問時及び利用者	利用者
第21条第１項	提供日及びその内容	提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名
第23条	内容	種目，品名
第112条第２項	処遇	サービス利用

第２節　基準該当居宅サービスに関する基準

（基準該当福祉用具貸与の事業に関する読替え）

第105条　条例第255条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
	前条	第255条において準用する第241条
第10条第１項	第31条	第255条において準用する第247条
	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
第12条	実施地域	実施地域，取り扱う福祉用具の種目
第16条第２項	適切な指導	適切な相談又は助言
第20条	訪問介護員等	従業者
第21条第１項	提供日及びその内容，当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額	提供の開始日及び終了日，種目，品名
第23条	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護	基準該当福祉用具貸与
第112条第２項	処遇	サービス利用
第243条第２項	法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与	基準該当福祉用具貸与
第243条第３項	前２項	前項

第13章　特定福祉用具販売

（運営規程に定めるべき事項）

第106条　条例第266条において準用する条例第247条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定特定福祉用具販売の提供方法，取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 苦情の処理手順及び窓口

(7) 前各号に掲げるもののほか，運営に関する重要事項

（地域住民に対する説明事項）

第107条　第６条の規定は，条例第266条において準用する条例第41条第１項の規則で定める事項について準用する。この場合において，第６条第１号中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定特定福祉用具販売事業者」と，同条第２号中「前条各号」とあるのは「第109条各号」と読み替えるものとする。

（事故発生時の対応）

第108条　第７条（第１項第３号及び第４号を除く。）の規定は，指定特定福祉用具販売の提供により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

（記録の整備）

第109条　条例第265条第１項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 条例第266条において準用する条例第８条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの

エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

2　条例第265条第２項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第260条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第264条第１項に規定する特定福祉用具販売計画

(3) 条例第266条において準用する条例第10条第１項に規定する重要事項を記した文書

(4) 条例第266条において準用する条例第10条第１項の規定により締結した契約の文書又はその写し

(5) 条例第266条において準用する条例第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 条例第266条において準用する条例第40条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第266条において準用する条例第42条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める記録

（指定特定福祉用具販売の事業に関する読替え）

第110条　条例第266条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは，次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第８条	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
	前条	第258条
第10条第１項	第31条	第266条において準用する第247条
	訪問介護員等	福祉用具専門相談員
第12条	以下同じ。）	以下同じ。），取り扱う特定福祉用具の種目
第16条第２項	適切な指導	適切な相談又は助言
第20条	訪問介護員等	従業者
	初回訪問時及び利用者	利用者
第34条第１項	訪問介護員等	従業者
第112条第２項	処遇	サービス利用
第244条第２項	福祉用具を貸与	特定福祉用具を販売
第248条第１項	福祉用具に	特定福祉用具に
第249条	福祉用具を	特定福祉用具を

第14章　雑則

（補則）

第111条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

別記様式（第７条関係）

事故発生連絡票

水戸市長　様

第　1　報　　年　　月　　日

最終報告　　年　　月　　日

報告者

事業者の名称及び所在地　　Tel

事業所の名称及び所在地　　Tel

責任者名　　印　連絡先

<table>
<tr><td rowspan="2">利用者</td><td>氏名</td><td></td><td>住　所
電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>性別</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td><td>要介護度</td><td></td><td>被保険者番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故の概　要</td><td>発生日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分</td><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">【概要（原因・経緯等）】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事故時の対応</td><td>治療した医療機関名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">医療機関所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">【治療の概要】</td></tr>
<tr><td colspan="6">【家族等への連絡状況】</td></tr>
</table>

事故後の対応	【利用者や家族の現在の状況】
	【事業所としての再発防止への取組】
	【損害賠償等の状況】（検討中・交渉中は，結果が分かり次第再度報告してください。）
その他連絡事項	

別記様式（第７条関係）